



発行所 秋田魁新報社
〒010-8601
秋田市山王臨海町1番1号
©秋田魁新報社 2020年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

电子版

www.sakigake.jp

モバイル

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報朝刊」秋田魁新報電子版「さきがけMOBILE」をご覧ください。

安倍前首相を聴取

特捜部、不起訴の公算

「桜」夕食会補填問題

安倍晋三前首相の後援会が「桜を見る会」前日に主催した夕食会の費用補填問題で、東京地検特捜部が21日に安倍氏本人を任意で事情聴取したことが分かった。関係者が

22日明らかにした。政治資金規正法違反(不記載)の罪で、後援会代表の公設第1秘書を近く略式起訴する方向で検討しており、安倍氏に費用負担の認識を確認したとみられ

る。安倍氏は不記載への関与を否定したもよう
で、不起訴処分となる公算が大きい。

300万円。参加者の会費との差額900万円余りは、安倍氏が代表の資金管理団体「晋和会」が穴埋めしたとされるが、

首相経験者が「政治とカネ」を巡り、捜査当局の聴取を受けるのは異例。不起訴となっても、安倍氏が国会で事実と正反対の答弁をしたことに変わりはなく、政治責任を問われるのは必至だ。特捜部の捜査最終後、国会招致要請に応じる意向を示している。

今年5月以降、弁護士らが政治資金規正法違反容疑などで安倍氏らに対する告発状を提出。第1秘書は特捜部の任意聴取に不記載を認めている。

関係者によると、夕食会は2013〜19年に毎年1回、東京都内の二つのホテルで開かれた。19年までの5年間でホテル側への支払総額は計約2

「事務所からの補填はなかった」と重ねて答弁。安倍氏側は11月、事務所が本人に事実と異なる説明をしていたと釈明した。



2019年4月、「桜を見る会」であいさつする安倍首相(当時) 〓東京・新宿御苑